

**「大人の学び直し支援事業」業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和6年4月

四條畷市 総合政策部 企画広報課

1 業務の趣旨

意欲ある市民の後押しを継続的に行うことで、より豊かな暮らしの実現をめざす環境を整えるとともに、「学び直しのまち四條畷」として、本市の魅力を高め、市の成長へとつなげるため、令和6年度より市民及び市内就業者を対象として学び直しを支援する、以下の業務を実施。

- (1) 学び直し普及に向けたイベントの開催
- (2) 学び直しに向けた情報提供や相談支援
- (3) 学び直しに必要となる資金の支援
- (4) 支援者のフォローアップ

これら一連の業務に対して専門の知見とノウハウをもち、加えて、関係団体・企業や支援者と連携して、円滑に業務が遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

「大人の学び直し支援事業」業務委託

(2) 業務内容

別添「大人の学び直し支援事業」業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 場所

四條畷市中野本町他 地内

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 予算上限

総額 31,950,000 円（うち消費税及び地方消費税相当額 1,609,089 円）

【内訳】

- ・令和6年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
 - ・令和7年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
 - ・令和8年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
- ※各年度の補助金原資 4,750,000 円（総額 14,250,000 円）は課税対象外とする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 過去5年以内に、リカレントや転職支援等それらに類する業務実績を有すること。
- (3) 令和6年度において、四條畷市建設工事等競争入札参加資格者名簿の種目「広告代理」の取扱品目「広告代理」「イベント企画」で登録していること。
※未登録の場合は、優先交渉権者として選定した後、速やかに登録すること（プロポーザル実施期間中は登録期間外のため）。
- (4) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (5) 四條畷市を含む大阪府内の各自治体で指名停止を受けていないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例（平成24年四條畷市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること
- (9) 予算限度額以下で請負うことができること。
- (10) 大阪府内に本店、支店または営業所を有していること。

4 日程

項目	日程
①公募及びプロポーザル必要書類等の配布 (本市ホームページに記載)	令和6年4月26日(金)～5月28日(火)
②質問事項受付期間	令和6年5月7日(火) ～5月15日(水)17時00分
③質問事項等回答日	令和6年5月22日(水)9時00分
④審査関係書類提出期間	令和6年5月22日(水) ～5月28日(火)17時00分

⑤ 1次審査結果の通知（メール）	令和6年6月3日（月）
⑥ プレゼンテーション及びヒアリング、価格評価（2次審査）	令和6年6月17日（月）
⑦ 審査結果の公表（HPで公表）	令和6年6月19日（水）
⑧ 契約締結	令和6年7月上旬

5 応募手続き

各様式については、四條畷市ホームページから取得すること。

(1) 審査関係書類の提出

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

受付期間	令和6年5月22日（水）～5月28日（火）17時00分【必着】
提出方法	以下の電子フォームで提出した後、その旨企画広報課あて連絡をすること。
電子フォームのURL	https://logoform.jp/form/oZYA/540452

提出書類

No.	提出書類	様式
1	参加申込書	様式第1号
2	会社概要	様式第2号
3	実績表	様式第3号
4	実績を証明する資料	任意様式（詳細は様式第3号に記載）
5	見積書	様式第4号
6	見積書	任意様式（詳細が記載されているもの）
7	職員配置調書	様式第5号
8	企画提案書等提出届	様式第6号
9	企画提案書※	任意様式（PDFデータに加工して提出）
10	登記簿謄本の写し	PDFデータに加工して提出

※企画提案書について

提出様式は20ページ（表紙、もくじを除く）を上限とし、別紙「大人の学び直

し支援事業」業務委託公募型プロポーザル審査基準」に記載している審査の評価項目・評価に基づく提案を、評価項目の順に記載すること。

(2) 結果通知書の送付（メール）

参加申し込みした事業者に 1 次審査の結果通知書を送付する。

送付予定時期：令和 6 年 6 月 3 日（月）

※2 次審査通過事業者には、2 次審査の参加依頼書を合わせて送付する。

6 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、次の方法で質問すること。なお、質問がなかった場合はホームページへの掲載は行わない。

質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

受付期間	令和 6 年 5 月 7 日（火）～5 月 15 日（水）17 時 00 分【必着】
質問方法	以下の電子フォームで質問を提出し、その旨企画広報課あて連絡をすること。
電子フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/540404
回答方法	令和 6 年 5 月 22 日（水）9 時 00 分に、四條畷市ホームページに掲載し、個別には回答しないこととする。

7 審査及び選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、「大人の学び直し支援事業」業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき 2 次審査の各事業者に対する審査委員の採点の平均得点（小数点第 1 位四捨五入）である技術評価点と価格評価点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。最高得点に同数が出た場合は、見積金額のより低い提案者を選定する。応募者が 1 者の場合でも審査を行う。

(1) 書類評価（1 次審査）

- ①参加資格要件の確認
- ②審査関係書類の確認

(2) 技術評価、価格評価（2次審査）

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受けるものとする。その内容及び価格評価に基づき選定委員会にて評価・採点する。

2次審査の評価点は、各事業者に対する審査委員の採点の平均点（小数点第1位を四捨五入）である技術評価点と価格評価点とし、技術評価点が配点の6割未満の者は失格とする。

実施日	令和6年6月17日（月）
実施場所	四條畷市役所本館2階ミーティングルーム
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。・時間は各事業者30分以内（準備時間を含む）のプレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行う。・電子機器については、事業者において用意すること。（スクリーンは除く）
出席者	各事業者の出席者は最大3名までとする。
評価方法	別添「大人の学び直し支援事業」業務委託公募型プロポーザル審査基準に基づいて、評価する。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積額が予算限度額を超えている場合
- エ プレゼンテーションに欠席した場合
- オ 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- カ 技術評価の評価点が6割に満たなかった場合
- キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ク 選考期間中及び契約締結前に、指名停止、不正行為、虚偽の申請が認められた場合
- ケ ア～クに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 結果の公表

審査結果は、参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載することとする。

10 契約

選定委員会で選定した優先交渉権者と、業務内容等について協議、合意した後、「業務委託契約」を締結する。ただし、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点事業者と協議を行うものとする。

11 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第7号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

12 その他の留意事項

- ・提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る経費は、応募者の負担とする。
- ・提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ・提出後に応募者からの書類の差替えや修正、追加等は認めない。
- ・提出書類は返却しない。

13 問合せ先

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

四條畷市総合政策部企画広報課

TEL 072-877-2121（代） / 0743-71-0330（代）

E-mail kikaku@city.shijonawate.lg.jp